

広第349号
平成18年4月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察における規程等の公表基準について(通達)

警察行政の透明性の確保と県民に対する説明責任を果たすため、「岐阜県警察における規程等公表要綱」(平成14年3月19日付け総第287号。以下「旧通達」という。)に基づき岐阜県公安委員会規程、岐阜県警察訓令、通達等を公表しているところであるが、警察活動に対するより一層の理解と協力を得るためには積極的な情報の開示が不可欠であることから、旧通達を見直し、このたび、別添のとおり「岐阜県警察における規程等の公表基準」を制定し、平成18年4月20日から実施することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

岐阜県警察における規程等の公表基準

第1 目的

この要綱は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、岐阜県公安委員会規程、岐阜県警察訓令及び通知・通達（以下「規程等」という。）を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

第2 公表の基準

1 対象となる文書

(1) 岐阜県警察の施策を示す規程等を対象とする。

なお、施策を示す規程等に該当しないものの例としては、次のようなものが挙げられる。

ア 岐阜県警察の内部管理を内容とするもの（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等に関するもの）

イ 専ら技術的又は補足的事項を内容とするもの（電算システムに関する技術的事項、犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの）

ウ その他県民生活に影響を及ぼさないもの（報告様式、報告要領等を定めるもの）

(2) 施策を示さないものであっても、県民等の関心が高い事項を内容とするものについては、この基準の目的に照らし、可能な限り公表するよう努めるものとする。

2 公表の範囲

(1) 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第6条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含まないものについては、全文を公表する。

(2) 規程等のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、規程等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく規程等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しない。

(3) 規程等に様式、図面その他の文書が添付されているときは、当該部分を省略して公表することができる。

第3 公表する規程等の確認等

1 非公開情報等の確認

規程等を所掌する警察本部の課（隊、所及び警察学校含む。）の長（以下「担当課長」という。）は、規程等を公表しようとするときは、条例第6条各号に掲げる情報が含まれていないことを確認するとともに、当該規程等の内容が複数の所属に関わる場合、他の官公庁等の情報が含まれる場合には、それぞれ他の所属又は他の官公庁等と必要な調整を図るものとする。

2 広報県民課長との協議

担当課長は、規程等を公表しようとするときは、必要により、総務室広

報県民課長（以下「広報県民課長」という。）と協議するものとする。

第4 公表等の要領

1 担当課長の措置

担当課長は、当該規程等を公表し、又は削除しようとする場合は、次の要領により所要の措置を執るものとする。

(1) 公表の時期

規程等は、施行後できる限り速やかに公表するものとする。ただし、施行後速やかに公表することができない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表する。

(2) 公表の方法

規程等を公表しようとするとき（一部改正等により改正後の規程等を更新する場合を含む。）は、例規文書管理システム運用要領（平成16年8月31日付け情第912号）に規定する岐阜県警察情報管理システムにおける例規文書管理システムに登録するとともに、公表等依頼カード（別記様式）を作成して、広報県民課長に提出する。

なお、第2の2(2)に規定する規程等を公表する場合は、当該規程等の名称及び概要を電磁的記録媒体に記録して、公表等依頼カードとともに提出する。

(3) 削除の方法

公表している規程等が効力を有しなくなったとき又は第2の2に規定する公表の範囲に該当しなくなったときは、公表等依頼カードを作成して広報県民課長に提出する。

2 広報県民課長の措置

(1) 公表等の依頼に基づく措置

広報県民課長は、担当課長から規程等の公表又は削除の依頼を受けたときは、その依頼区分、範囲等に従い、速やかに岐阜県警察のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載又は削除、及び警察本部に設置する情報公開窓口への備付け又は撤去（廃棄）の措置を執るものとする。

(2) 規程等の写しの供与

広報県民課長は、規程等の写しの供与の申込みを受けたときは当該規程等がホームページに掲載されていることを教示するとともに、情報公開事務取扱要綱（平成14年3月19日付け総第286号ほか）の定めるところにより当該規程等の写しを供与する。

第5 所管条例等の公表

担当課長は、県公報への掲載等の手続きにより公表されることとなる県警察が所管する条例、規則等についても、第4の1により公表するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月20日から施行する。

公表等依頼カード

依頼年月日	年 月 日		所 属 名 等	(所属名)								
区 分	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">条規 告公 公警 通</td> <td rowspan="3">委 察 達</td> <td rowspan="3">規訓 ・</td> <td rowspan="3">例則 示 示 程 令 通 知</td> <td>→</td> <td>新規公表</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>削除(廃棄)</td> </tr> </table>	条規 告公 公警 通		委 察 達	規訓 ・	例則 示 示 程 令 通 知	→	新規公表	→	更新	→	削除(廃棄)
条規 告公 公警 通	委 察 達		規訓 ・				例則 示 示 程 令 通 知	→	新規公表			
								→	更新			
		→		削除(廃棄)								
標 題 等	[文書の標題]											
	[文書の記号番号]	[日付] 年 月 日										
参 考 事 項	規程等の 全文 名称及び概要 (理由 条例第6条 号に該当)											
処 理 状 況	【掲載日】 年 月 日	【削除日】 年 月 日										
広 報 県 民 課				掲載担当	削除担当	担 当 課 長						

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。
 2 欄は、広報県民課において記入する。

